

夜間保育

平成19年
11月15日 発行

発行責任 全国夜間保育園連盟 会長 天久 薫
編集責任 大阪市東淀川区東淡路2-7-5 保育所あすなろ内
全国夜間保育園連盟 事務局長 枝本信一郎
電話 06-6321-3955 Eメール asunaro@rokoukan.or.jp

◆保育指針改定の概要

まず現行の保育指針と基本的に大きく違うのは、乳児から就学直前までの各年齢の発達課題の区分けがあったのが、なくなり、今回の「中間まとめ」の素案では、各年齢の発達の特徴は表されているが、保育の内容の、つまり保育所として子どもに経験させたい内容や保育上の配慮が年齢別ではなく、全年齢において大きな幅の中で捉えていくようになっていく。これは幼稚園教育要領とほぼ同じ構成になっている。法的拘束力をもって実施しなければならぬ事項も含まれているが、幼稚園教育要領のように解説書を作るといわれているのだが、新・保育指針は2008年3月を目途に作成されるようである。

新・保育指針の特徴は、現行の保育指針をベースにし、誰でも理解しやすいように表現して明確化するといっている。

単純に現行の保育指針と比較してわかりやすいという点で改善さ

れた事項を挙げてみると、

- ① 現行の指針では冒頭の「総則」と述べているが実際に書かれていることは「保育所の役割」になっている。それが今回の中間まとめでは「総則」という意義が提示され、従来の「保育所の役割」としての意義が分かれたこと。
- ② 保育所の現場では保育といながらも現行の指針では「教育」という活字が一切なく、結局、地域や保護者から見れば教育を施しているところではない、という印象ももたれているので、保育内容と教育内容を変える必要があると訴えていたことが、明かになったこと。
- ③ 教育に関することといえば、「小学校

は育児をできない親もいれば熱心な親もいる。いろいろな親もいるので決して、保護者が子どもを養育する姿を捉えてすべて親が第一義的に責任をもてということではなく、親と保育所が連携を取りながら共に子育てをしていくという姿勢を示していることであろうと理解するべきであろう。

「最近の保育会の動向について」 「保育所保育指針(素案)中間まとめ」を読んで

小笠原文孝(よいこのもり第2保育園長)

との連携」が挙げられるが、これを明記したということは、地方の行政自身も保育所任せで済むことではなく、教育委員会と保育担当主管課が積極的に取り組む必要性が生じること。

④ 保護者の保育の子どもへの関わり合いは、現行では保育所は、「家庭養育の補完的役割」であるが、新しい教育基本法では「子どもへの教育の第一義的責任は親」となっており、その影響を受けてか指針の表現を変えたのかどうかはわかりませんが、保育所が「家庭養育の補完的役割」に強調されないようにこの語句が取れたことは喜ばしいことではないかと思う。ただし、親に

【新しい指針の疑問点や問題点】
① 幼稚園と違い保育所は、「養護と教育は一体」というのが保育所の生命線であるのに、再び、養護と教育を並列的に書いている。これは、この指針を担っている教師が保育現場を理解していないことと、実際に保育計画を立案し、次に指導計画を立てるときに、これをどのように活かして作成するのか非常に困惑するとおもう。

② 養成校の教師は、自分の受け持っている学生の能力はどの程度のものか、という判断はされているはずである。しかも養成校では国家資格を付与するのに、この保育指針の授業もいままに、保育現場で指針を使えないとか、読解力がないとか、公然と現場の保育士のスキルを批判されるが、それは今の養成校の教師の指導力や、養成校の育てる力を鏡に映していることと同じではないかと思う。

③ 保育目標として「現在をもっとも良く生き、未来を創り出す力の基礎を培う」とあるが、これは保育の目的なのか、何かが理解できない。また現行の保育指針における目標も、「現在をもっとも良く生き、未来を創り出す力の基礎を培う」とあるが、これをそのまま新・保育指針に再掲しているが、この言葉の意味があまりにも抽象的過ぎて、凡人には、とうてい理解できない。「新・保育指針」の「現在をもっとも良く生き、未来を創り出す力の基礎を培う」という語句は、よく読むと、「保育の目標」ではなく「保育の目的」である。保育の目的であれば、国家の示す、あるいは国家が示唆する「子どもを育てる」という教育観ではないかと思ひ、質

わが園の保護者交流プログラム もんもん保育園

「わが園の保護者交流プログラム」記念すべき？第1回目は、もんもん保育園の取り組みをご紹介します。

もんもん保育園は、神奈川県平塚市にある、2歳から5歳の子どもを対象とした保育園です。(定員60名) 0、1歳児の子どもは、苗・もんもん保育園に通っています。

平塚市は都心への通勤圏内ですが、南にきらきら光る湘南の海が広がり、北には里山、その奥には、大山、丹沢山系がそびえるなど、豊かな自然に恵まれています。

家族交流会

毎年、秋の祝日が「ハッピーマンデー」になる土曜日を選び、もんもん保育園と苗・もんもん保育園の2園合同で一泊二日の家族交流会を行っています。職員は両施設とも全員参加です。どの家庭も気兼ねなく参加できるよう、利用料金が安い神奈川県消防士箱根保養所を、貸し切りで利用します。

夕食は、大広間で参加者全員が一緒に



「いただきます！」。おいしい、賑やかな食事の後は、ゲームなども楽しみます。さらにその後は、父母の会の協力のもと、おしゃべり会に入ります。クラス

単位のおしゃべり会は、行事の後などに、よく開いています。家族交流会のおしゃべり会では、あえてクラスの枠を取り払ってみます。さらに、少人数グループに分かれました。母グループ・父グループに分かれてみたりすることで「いつもはなかなかいえない」本音が飛び出すこともあるそうです。普段は忙しくて、挨拶が精一杯。保護者同士で、じっくり話をする時間も機会もなかなか作れない。というのが現状です。初めて参加する人も、話しやすいように、という配慮の下、まずはテーマを設定して、保育士がその場をリードします。テーマに沿って話しているうち、徐々に緊張がほぐれ、打ち解けた雰囲気になるにつれて、話題も「育って」いきます。みんなの共通の話題である「子育て」は、もちろんのこと、「仕事」、「家庭」などなど、話はどんどん広がり、また深まっています。

そんなおしゃべりを通して、参加した保護者は、子育てや仕事、家庭：いろんなことで、みんな悩むんだなあ、ということに改めて気がついたり、子育ての先輩の体験談からアイデアが生まれたら、さまざまな実りをもたらされるようになります。

おしゃべり会の間、子どもたちは別室で保育士と遊びます。子ども同志が交流を楽しんでいる様子を見ると、保護者も

安心して大人のおしゃべりに専念できるのだそうです。

一泊二日の家族交流会のメリットは、時間を気にせず、また温泉やアルコール(!)も楽しみながら、誰もがリラックスして交流を楽しむことができる、という点です。翌日には、複数の家族と一緒に箱根観光に出かける姿もあるそうですよ。

お掃除会 & おしゃべり会

7月の土曜日には、はじめての「お掃除会とおしゃべり会」を行いました。よこの森保育園さんの実践から学んだことを、もんもん保育園でも実施してみたいのが、この「お掃除会&おしゃべり会」です。保護者と職員と一緒に園舎や園庭の掃除を行い、その後は厨房でこしらえた給食を召し上がっていただきました。

あらかじめ、出欠を把握しておき、クラスの保護者と担任と一緒に作業できるように、分担を決めておきました。それを分担表にして掲示しておいたので、当日はスムーズに作業をはじめることができました。

お掃除会当日。保護者は、それぞれ汚れても大丈夫な服装で、自慢の「お掃除グッズ」片手に集合しました。ポロTシャツから、窓掃除用T字型スクイージーまで、いろんなグッズとともに活躍するべく、早速お掃除のスタート。

普段、保護者同士で、ゆっくり話をする時間を作ることは難しいけれど、今回は手を動かしながら、たくさん交流ができたそうです。熱心に作業に励むあまり、予定時間がオーバーし、園の先生方を慌てさせるくらいだったそうです。後日。保護者からは「顔を合わせ、じっくり話し合いましたよ、という硬い雰囲気ではな

く、お掃除しながら自然に会話が弾んだので、とてもよかったです。」そんな声が寄せられました。

園舎も園庭もすっきりきれいな頃には、みんなのおなかもペコペコに。労働



の後の夏野菜カレーとどうもろこしに、みんなで舌鼓を打ち、ほとんどの人が「おかわり」するくらいのリラックスマード。

その後のおしゃべり会では、2時間があつという間に感じるほど、おしゃべりが弾んだそうです。

磨きあげた保育園を、さらにピカピカにしたのは、保護者の笑顔だったのでしようね。

もんもん保育園さんの取り組みに共通しているのは、保護者が集まる場での設定を、押しつけにならないようなスタイルで行っていることでしょう。看板が参加者が気負わず、リラックスしてコミュニケーションできます。まずは、そんなコミュニケーションから、次第に人と人との「つながり」へと発展していきます。保護者交流の目的とは、実はそこにあります。これからも、あたたかなつながりを、広げ、深めていられることと思います。

子どもの運動発達で大事なことは？



保育者のための研究会職員

子どもの発達には、「運動の発達」「社会性の発達」「言語の発達」「社会対人技術」や感情・情緒・情感など様々な領域があります。今月号では、特に「運動の発達」について述べていきます。

全国夜間保育園連盟が、1998年から99年にかけて、夜間保育に取り組む全国32の認可保育所の園児約2900人、保護者約2000人を対象に行った「長時間保育が子どもに及ぼす影響について」の調査が行われました。

その結果、子どもの運動発達には「病気になるやすい」「子どもをたたく回数が多い」「育児について相談できる相手がない」場合、子どもの運動面の遅れがある子の割合が高いことがわかりました。

特に注目して欲しい点は、保護者が「子どもをたたくことがある」「育児について相談できる相手がない」場合、子どもの運動面の発達に遅れがある子どもの割合が高いということです。

大人の感情として、出来ないよりも出来たほうがいいと思うのは、子どもへの期待の現われでもあります。しかし、子どもを周りの子どもと比較して、「自分の子どもは、周りと比べて運動面の遅れがある」と感じた結果、「もっとできるように...」と思うあまり、子どもを「たたく」ことにつながることは、逆効果につながる恐れがあります。

また、子ども自身の運動の遅れを感じ、そのことを周りに人に気軽に言えない現状が、結果的に「相談できる相手がない」状態になっている可能性も否定しきれません。

そのために、保育園の役割としては、子どもの運動面の遅れに限らず、子育てで悩んでいる保護者の方と子育ての悩みを共有したり、保護者の育児負担を精神的に軽減させてあげられるような取り組みを行っていくことも大切な仕事のひとつです。

いずれにしてもイライラした気持ちで子どもと接しないように、目の前の子どもにおおらかな気持ちを持って、育てないよう心がけていくことが大切です。

【1頁より続く】

問をしてみるのが回答がない。これはどう理解してよいのか？

④「保育計画」は、「保護者の意向や保育時間を考慮して」作成するべし、とあるが、これに対して異論を述べる保育関係者がいない。「保育計画」の定義が皆ばらばらであるからこのようになったと思う。「保護者の意向や保育時間を考慮して」作成するべし、ということとは、私は保護者の意向を無視しろとか、軽視することを勧めているのではない。「保育計画」には物理的に保護者の意向等を活字として挿入できないことを言っている。第三者評価の評価基準にもこの項目が設定されているので、おかしなことになっている。言葉の定義を明確にしなければ国の規格品としての価値もなくなる。天野保育専門官が「保育計画」ではなく、「保育課程」といわれたが、私もまさに保育課程だと思ふ。保育の目標においては、文科省が出している「幼稚園教育要領」の解説には、「現在をもっとも良く生き、未来を創り出す力の基礎を培う」というようなあまりにも抽象的な曖昧な表現ではなく、国としての教育の目的である「生きる力」と明確にある

保育指針には、日本国としての今の子どもたちをどう教育するのかとか、子どもを育てる国の精神や目的、目標がないようにもあるし、曖昧である。とにかく読んで理解に苦しむ。教育する上での内容的な、領域（五領域）だけあって「教育観」がないことは、住宅に柱がないのと同じであって、したがって「保育のねらいや内容」にもそれが見受けられない。私が個人的に申し上げたいことは、保育する上での日本時としての教育する「志」がないということであり、言い換え

れば、保育指針には「魂・精神・スピリット」などがなく、保育の皮相的なことが多く、保育指針がJASやJIS規格のように「国家規格」になれば少しは日本人としての「魂」をいれることが必要ではないかと感じる。

「幼稚園教育要領」にはそれらがれっきとして表記されている。保育所も教育施設であるから堂々と述べればよいのに、誰に遠慮しているのかなぜ積極性がないのか、進歩的学者人がそれらを憚っているのか分からないが。

日本政府は、今の子ども達の現状や保護者の自己中心主義的で無責任な行動の有様等を顧みて、教育改革を行い、今日に至ってきているわけだが、保育所保育にもこの精神をもって入れるべきだと思ふ。宗教教育をすることに批判もあるが、例えばキリスト教でも佛教でも『生きる』とゆうことはどうゆうことか『ものを大事に、人を大事に』などの人としての根幹を教えている。教育の魂であり、それを「指針」にも堂々と入れるべきではないか。宗教教育の必要性は、教育基本法にも表記されていることであり、そのような人間として価値観を謳うものが無いことは、保育所と幼稚園の整合性を保つといいながら、「五領域」だけ共有して教育施設としては疑わしい気になから脱皮されていない。保育所は女性の労働の一端を担うことも重要な課題であるが、幼稚園の子どもと同じ年齢の子どもと与る施設としてこれらを盛り込むことに異論を持つ人がいないとは限らないが考慮していただきたいものではある。（以上、私の感想で、申しわけないのですが述べさせていただきます）

平成19年9月20日 厚生労働省 保育課 課長 義本博司氏による行政説明

平成19年度第二回（臨時）園長総会での行政説明の内容は、保育行政の動向と予算概算要求の概要と課題でした。（当日配布されました資料は、先日、園長会議事録とともに、お手元に送らせていただいています）。

行政説明の要点は3点あり、①少子化問題の対策 ②来年度の予算 ③保育指針の改訂でした。これらは一連の課題で、少子化問題の対策は、その歯止めとして女性の労働力の確保が不可欠であり（諸外国に比し女性就労の絶対量が不足）、そのための就労保障の場である保育所の保育・教育の質の向上が求められ、それが保育指針の改訂につながる...という絵柄です。

財源確保は各自治体の課題ですが、3歳未満児の入所枠の拡大など、保育に欠ける要件の見直しが必要となり、要件の見直しだけでなく、システムの再構築が求められることとなります。これらを踏まえて予算要求していくこととなります。

さらに、保育所の質の向上のために、保育指針の大幅な改定が必要となり、2008年3月を目途に、新保育指針と解説書の策定を目指していくこととなります。

（内容については小笠原先生の講演記録を「」参照ください。）

お知らせ

新刊案内
長時間保育研究をもとに、子どもたちのすこやかな成長のために！
「保育パワーアップ講座」
申し込みは、夜保連事務局まで（夜保連で購入されると2割引になります）
定価2,415円



第20回(平成19年度) 全国夜間保育園経験交流研修会のお知らせ

“全国の夜間保育園の職員が一堂に会し、夜間独自の悩みや思いを語り合い、明日からの保育に元気をもらおう”

期日：平成20年1月19日(出)・20日(日)
場所：福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)